

議案第91号 三田市ガラス工芸館の管理に係る指定管理者の指定について

令和5年度末に指定期間が満了となる「三田市ガラス工芸館」について、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

名 称	指定管理者となる団体
三田市ガラス工芸館	特定非営利活動法人グラスクラフト協会 兵庫県三田市学園三丁目1番地A棟201号 理事長 元廣 幸雄

2 指定管理期間

名 称	指定管理期間
三田市ガラス工芸館	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理者の指定管理費及び選定理由

(1) 指定管理費 [提案額 149,996千円(税込)]

(2) 選定理由

公募に対して申請のあった唯一の団体であると同時に文化創造及び市民交流の場としての役割を果たしながら、持続可能な管理運営について、これまでの実績に基づいた具体的な事業や積極的なPR方針、また、現指定管理者としてこれまで培ったノウハウをいかした幅広いバリエーションのある事業提案がありました。専門人材の確保に具体性と継続性があり、次期指定期間の指定管理者として期待できることから選定したものです。